1．「電子証明書」ご利用必須化（11 月 2 日）以降のログオンについて

11 月 2 日（月）7:00 以降、「電子証明書」が未取得の場合は、
北洋ビジネスダイレクトにログオンできません

以下のとおり、ご対応をお願いします。

■ すでに電子証明書方式でログオンしている方

→ 追加のお手続きは不要です。

■ ID・暗証番号方式（電子証明書未取得）でログオンしている方

→11 月 2 日以降は、電子証明書未取得の状態ではログオンできません。

→管理者・利用者ともに、各ログオン画面の【電子証明書の取得はこちら】ボタンから**電子証明書の取得操作**をお願いします。

（管理者・利用者に、当行にて電子証明書を自動発行します）



【電子証明書操作ガイド管理者編】（該当ページ P3～P6）→操作方法こちら **（11/2 に更新）**

【電子証明書操作ガイド利用者編】（該当ページ P3～P6）→操作方法こちら **（11/2 に更新）**

■ Mac 等、電子証明書が利用できない環境でご利用の方

→ 電子証明書方式によるログオンはできません。

→ 別途書面でのお手続きが必要となりますので、お近くの営業店窓口へご相談願います。

2．ご利用規定の改定について

電子証明書方式のご利用必須化に伴い、北洋ビジネスダイレクトご利用規定の一部を改定いたします。

→次ページを参照願います。

※電子証明書必須化に関するお問い合わせが集中しており、電話がつながりにくい場合があります。ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

現　行	改定後
第１条（北洋ビジネスダイレクト） **2. 利用申込** （5）契約者は、利用申込と同時に原則としてワンタイムパスワード認証サービスを契約することとします。なおワンタイムパスワード認証サービスの詳細については、別途定める「ワンタイムパスワード認証にかかる規定」によるものとします。	**第１条（北洋ビジネスダイレクト）** **2. 利用申込** （5）契約者は、利用申込と同時に原則としてワンタイムパスワード認証サービスおよびハードトークン認証サービスを契約することとします。なお、それぞれの詳細については、＜ワンタイムパスワード認証サービス利用にかかる規定＞および＜ハードトークン認証サービス利用にかかる規定＞によるものとします。
第2条（本人確認） **３．本人確認手続き** （1）本サービスを利用する際の本人確認方法には、以下に示す電子証明書方式と、ID・暗証番号方式のいずれかを選択するものとします（2026 年 3 月 16 日以降の契約者は、電子証明書を必ずご利用いただくこととします）。 ①電子証明書方式 電子証明書およびパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式 ②ID・暗証番号方式 ログオン ID およびパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式	**第2条（本人確認）** **３．本人確認手続き** （１）本サービスを利用する際の本人確認方法は、以下に示す電子証明書方式とID・暗証番号方式のうち原則電子証明書方式とします。なお、ご利用のパソコン環境の事情等により電子証明書の取得・インストールが技術的に困難である場合、その他やむを得ない場合には、当行所定の書面により届出のうえ、ID・暗証番号方式を選択することができるものとします。 ①電子証明書方式 電子証明書およびパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式 ②ID・暗証番号方式 ログオン ID およびパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式